

「中尊寺建立供養願文」覚書

佐々木 博 康
(岩手大学教育学部)

はしがき

平泉中尊寺には二通の「中尊寺建立供養願文」の案文がある。一通は「藤原輔方筆紙本墨書中尊寺建立供養願文」（以下甲という）、他の一通は「北畠顕家筆紙本墨書中尊寺建立供養願文」（以下乙という）で共に国の重要文化財に指定されているのである。この二通をくらべてみると、たがいに若干の文字の出入りがあるが、その記されている内容については全く同一であって、藤原清衡は自分のことにちの地位について、仏恩に感謝し、あわせて、鎮護国家の大伽藍を法皇、天皇のために建立供養し奉るといふ主旨の願文である。

現在の中尊寺寺域の発掘調査がおこなわれ、その結果、『吾妻鏡』文治五年（一一八九）九月十七日甲戌の寺塔曰下注文条の中尊寺関係記事と合致することがわかった。甲乙に記されている寺塔記事とは合致せず、また、甲乙には中尊寺という文字がみえていないという理由によって、これを毛越寺の旧遺構に擬定する見解もあるが、この説は、『吾妻鏡』の上記寺塔曰下注文条にみえている毛越寺の本尊仏は薬師仏、甲乙に記されている本尊仏は釈迦三尊仏であり、この両者にみえている本尊仏が異なるという基本的な問題を解決し

ないかぎり、説として成立しがたい。また、この甲乙に記載されている寺域を現在の中尊寺大池周辺にもとめる説⁽³⁾など、諸説がある。そのような諸説がある甲乙について、なお、慎重な検討を必要とするであろう。本稿は、以上のような諸説を検討するための基礎的な研究で、甲乙にみえている「龍頭鷄首」・「金輪聖主」・「鉄囲砂界」という語と、願文の用紙についてまとめてみたものである。

一、龍頭鷄首

甲の四六行、乙の四二行に「龍頭鷄首画二隻」とみえている。この龍頭鷄首についての解釈には、つぎのような所説がある。まず、下中弥三郎編『大辞典』の龍頭鷄首の項には、

龍頭と鷄の首とを船首に附けた船。二隻を一对とし、中古に於ける貴族の、池に遊べて船楽などを奏せしめたもの。りょうとうげきしゅ。りょうとうげいす。*源氏・胡蝶「龍頭鷄首を、からの装ひにことごとしくしつらひて」*浜松中納言「りょうとうげいすの船つけて」*有明の別「りょうとうげいすのいけるすがたをあらはしいて」

とのべている。新村出編『広辞苑』龍頭鷓首の項には、

貴頭の御座船。二隻一对で一隻は船に龍の頭を彫刻し、他の一隻は鷓の首の形を彫刻したもの。中古、伶人に乗せ、池泉に浮かべて管弦を奏した。龍は能く水をわたり、鷓は能く飛んで風に堪えるというので、水患を防ぐ意に基づくという。げきしゅ。げきす。りゅうとうげきしゅ。源胡蝶「一をからのよそほひいことごとしくしつらひて」

とあり、諸橋轍次著『大漢和辞典』の龍頭鷓首の項には、

大きな舟。龍の形状を舟に刻し、船の船に鷓という大鳥を画く。鷓は能く風に耐ふる鳥、故に之を画て、颯風を圧勝するの義にとる。天子の乗船。「淮南子、本経訓」龍頭鷓首、浮吹以娛。「注」龍舟、大舟、刻以龍文、以為飾也、大鳥、画其象著船首、故曰鷓首。

とみえ、同じく鷓首の項には、

鷓の頭。又、鷓の形を船首に附け、或は画いた船。船首に鷓の形をつけるのは、水神鎮撫のためともいひ、又、鷓鳥は能く風に耐へるからにややかるともいふ。「淮南子、本経訓」龍頭鷓首、浮吹以娛。「注」鷓、水鳥也。画其象著船頭、故曰鷓首也。「晋書、束皙伝」憑鷓首以涉洪流。「張衡、西京賦」於是命舟枚為水嬉。浮鷓首覽雲芝。「注」綜曰、船頭象鷓鳥、厭水神、故天子乘之。「謝靈運、会吟行」飛燕躍広途、鷓首鷓清池。「故事成語考、器用」鷓首・鴨頭、別為船号。

とある。日本大辞典刊行会編の『日本国語辞典』の龍頭の項に、

龍の頭。特に、船のへききに彫刻した飾りをいう。また、その飾りのついた船。代表的なものは、平安時代から室町時代にかけて鷓首(げきしゅ)と一対になって貴族や社寺の行事・船遊びに重要された小船だが、江戸時代では、徳川家光の時に造った巨船安宅丸がその典型。りゅうとう。*落窪一三「広くおもしろき池の鏡のやうなるに、りゅうとう、衆

人ども、舟に乗りて遊びゐたるは、いみじうおもしろし」*御堂閔日記「寛弘五年一〇月一六日「池北頭松樹下留船、奏楽各二曲、其又二双、龍頭一」*台記「仁平二年二月二六日「寮官舞人乘龍頭、敷紫端帖一枚、為頭座、衆人物師乘鷓首、須用寮楽器」*色葉子類抄「龍頭リョウトウ船名」*安宅御船仕様帳「水押櫓、龍頭彫物」

とあり、また、同龍頭鷓首の項には、

「りゅうとうげきしゅ」とも。「鷓」はよく飛んで風に堪えるという水鳥)平安時代、園遊などの折、貴人の御座船とし、または伶人などを乗せて楽を奏せさせる船。二隻を一对とし、一隻の船首に龍の形、他の一隻に鷓の形の彫物をつけたり、その形を描いたりしたもの。特に平安時代から室町時代にかけて、皇室・貴族・社寺の行事などの際、泉池や河川で船楽を奏するために重用され、ふつう船差四人、衆人または舞人一人以内外を乗せ、時には貴族の船遊びにも用いられた。りゅうとうげきす。りゅうとうげいす。りゅうとうげきしゅ。りゅううざやくす。*扶桑略記「応和元年閏三月一日「龍頭鷓首各一艘、有童舞等」*紫式部日記「寛弘五年一〇月一六日「れう頭げきしゅの生けるかたち思いやられて、あざやかにうるわし」*高野山本平家一八・太宰府落「龍頭鷓首(レウドウゲキンウ)を海中にうかべ」*謡曲・自然居士「また君の御座船を、龍頭鷓首と申すも、このみ代より起れり」*浄瑠璃・平家女護鳥一四「はや御座船の棹の歌やんれ龍頭鷓首(リャウトウゲキンウ)の金の楫や」

とみえているのである。以上、代表的な所説のいくつかを掲げてみた。これらの所説を区分してみると、つぎのとおりになる。

A、二隻一对の舟で、一隻の船に龍の頭部を彫刻し、他の一隻は鷓の首の形を彫刻したもの、とする説。『大辞典』・『広辞苑』・『日本国語辞典』。

B、龍の形状を舟に刻し、船の船に鷓という大鳥を画く、とする説。

『大漢和辞典』。

上記のようにA・B二説にわかれる。この二説を検討してみらるために龍頭鷓首に關係する史料を提示してみよう。若干の疎漏があるかもしれないが、およそつぎのようにある。

(一) 応和三年(九六一)閏三月十一日の藤花宴

1、『日本紀略』後篇四、村上天皇。応和元年閏三月十一日甲戌。於釣台有藤花宴。船案。

2、『花鳥余情』二十五、宇治、村上御記、応和元年閏三月十一日、藤花宴、舟樂奏酣醉菜、舞人四人云々。

3、『扶桑略記』第廿六、村上天皇。応和元年閏三月十一日。於釣殿有藤花宴。龍頭鷓首舟各一艘。有童舞等。「閑白」左大臣実頼朝臣彈箏。大納言。朝忠朝臣吹笛。以御衣各賜公卿畢。

4、『帝王編年記』卷十六、村上天皇。応和元年閏三月十一日。有藤花宴。有舞樂。

5、『教訓抄』六、無舞曲藥物器六十八、感恩多抄新菜(中略)応和元年閏三月十一日、藤花宴退出音声奏此曲、早八加三、更拍子、常八四、加一拍子也、○休藤抄同シ。

(二) 寛弘五年(一〇〇八)十月十六日の宴遊

1、『日本紀略』後篇十一、一条天皇。寛弘五年十月十六日癸卯。天皇鳳輦。行幸中宮御所上東門第。依第二皇子誕生也。有音楽。即以皇子為親王。御名敦成。左大臣以下於南庭拜舞。宴遊之後。給祿有差。又左大臣室源倫子叙従一位。家司等叙位。子刻還御。其中左大臣子二人、家司二人。

2、『御堂関白記』寛弘五年十月十六日。候宿、上女方等供御膳、而召道方朝臣被仰可為親王宣旨、即仰道方、公卿別当右衛門督、次氏公卿・大夫等奏慶賀由、南庭北上東面拜舞、後各着座、次右衛門督又奏慶由中門内、次召人上御簾、立御椅子、中央間簾子敦座、先余一人、宮官被仰可賞給由、承了着座、次召諸卿、此間船案參入、池北頭松樹下留船、奏樂二曲、其又二隻、龍頭一、鷓頭一、舞台一、召人候、室形一、是案室船也。

3、『權記』寛弘五年十月十六日癸卯、行幸中宮、大夫、權大夫、權亮、春宮權大夫、權中將季隨等加階、

4、『御産部類記』四御記條第三十五所収、不知記寛弘五年、首領十月十六日、癸卯、新字親王宣旨下事(中略)乘輿入御后宮西中門之間、乘龍頭鷓首之伶人、迎御輿奏樂、(中略)

寛弘五年十月十六日、癸卯、(中略)次龍頭鷓首、周遠晋退、通躍、桂槿暫留、松岸中有画船、以為舞台、舞姬俯仰、尽其妙態、且有伶人船、覆以錦楊、鼓留合曲、歌詠連音、先奏万歳三、次地久、次贈辭云々、(中略)

5、『公卿補任』一条天皇、寛弘五年。權中納言従二位、藤斎信四十一中宮大夫。右衛門督。十月十六日正二位(行幸中宮御給。超大納言懷忠三)。

(中略)權中納言正三位、源俊賢、治部卿。中宮權大夫。十月十六日従二位(行幸中宮次。超時光三)。

(中略)参議正四位下、藤実成三十一正月廿八日任。右中将中宮權亮如元。元藏人頭。十月十六日従三位(中宮次。以權亮叙之)。同廿七日○く作七月廿八日侍従。

(中略)非参議 正三位、藤頼通十七春宮權大夫。十月十六日従二位(今日行幸上東門院宮。依為家司預賞)。

6、『公卿補任』一条天皇、寛弘七年。非参議 従三位、藤教通十五(中略)「寛弘五年」十月十六日従四位(中宮御産之後行幸。以同母弟有此賞)。

7、『江吏部集』中人倫部 匡衡承家風、寛弘五年十月、奉付若宮之名

(上下略)⁽²¹⁾

8、『百鍊抄』第四、一条天皇。寛弘五年十月十六日。行幸上東門第。依皇子降誕也。有勅賞。⁽²²⁾

9、『紫式部日記』寛弘五年十月十六日。その日、あたらしく造られたる船ども、さし寄せさせて御覽す。龍頭鷄首の生けるかたち思ひやられて、あぎやかになるわし。^(行幸当日)

頭注一三、船首に竜頭と鷄(想像上の水鳥)の首で飾った対の船で、それぞれ唐楽・高麗楽の楽人が乗り組む。⁽²³⁾

10、『榮華物語』第八、はつ花。神無月のつこもりの事となん、かくてこたみのれうとてつくらせ給へるふねともよせて御らんす、龍頭鷄首のいけるかたち、思ひやられてあぎやかになるはし。⁽²⁴⁾

11、『中右記』康和四年(一一〇二)九月廿五日、(中略)行幸執柄人家、勅賞之時、男女階給教例、寛弘五年⁽²⁵⁾

12、『中右記』康和五年六月九日、丙辰、(中略)後日子問申、右大臣殿云、近代親王宣旨多被仰下大弁、而被仰頭弁条如何、被仰云、寛弘五年、後一条院親王宣旨被下時、上卿御堂入道殿也、後日被仰下道方⁽²⁶⁾

13、『類聚符宣抄』第七、定所々別当勾当預(親王別当)応以藤原斎信為教成親王家別当事、
從二位行権中納言兼中宮大夫右衛門督藤原朝臣斎信
右中弁源朝臣道方伝宣。左大臣宣。奉。勅。件人宜為今上教成親王家別当事。

寛弘五年十月十六日
左大史小槻宿祢奉親⁽²⁷⁾

(三) 寛治六年(一一〇九)二月廿九日の白河上皇の朝觀行幸
1、『後二条師通記』寛治六年二月廿九日。已剋参内、堀川殿也、^(朱)「行幸日時從御所被下」
日時勘文、(中略)日時勘文給了、已剋三点出御南殿、(中略)
乘轡出西中門、召大舍人如常、右衛門南行、自一条東折、到東洞院
更南行、北到六条院西門、暫留御轡、比間參殿給、(中略)經南北
廊并渡殿簷、^(可入)入御寢殿西戸於南廂、此間亂声留、有御拜舞、

了御寢殿西戸下還御本所、寢殿改御裝束、主上渡御寢殿、(中略)
了余騎、授頭并^(朱)「六条院御裝束」
六条院御裝束次第
大略如大炊殿、作懸池端板敷、立屋一字、為案所、当寢殿束設之、
2、『為房卿記』寛治六年二月廿九日。壬午、行幸六条院、為朝觀也、
去正月依按察大納言事延引、於寢殿有御拜、以西小寢殿、為内御方
休幕、次第如年々云々、有船案童舞相加云々、召八種童舞⁽²⁸⁾
3、『中右記』寛治六年二月廿九日。午。天晴、依例有行幸太上皇御
所六条殿、已時御出南殿、(中略)御輿出自西門、經堀川三条洞院
東大路、至六条殿西門、暫留御留止警蹕、中宮大夫⁽²⁹⁾奏事由了、
後於西中門入御御所、^(西小)此間発乱声、次移御寢殿、(中略)
院行幸案屋一也、大鼓一面、鉦鼓二面、案所行事左中將宗通、右
少將頭雅也、龍頭鷄首泛前池、奏音楽、^(打合鼓)左大臣、并民部卿
依為高年人、不堪騎馬、直被参六条殿、左衛門督、并源兵衛左行
宗已落馬、今日無院司祿、是依每年事被止也。⁽³⁰⁾

4、『舞案要録』⁽³¹⁾
同六年二月廿九日、
左万歳案 春鷲囀 五常案 泫州 陵王
右地久 古鳥蘇 長保案 林哥 納蘇利⁽³²⁾

5、『御遊抄』⁽³³⁾
同六、廿九幸六条殿、
舞五番、
無御遊、
宗俊卿記、

6、『十三代要略』⁽³⁴⁾
二月廿九日、行幸於太上皇六条仙居、為朝觀也、
二月廿九日、行幸於太上皇六条仙居、為朝觀也、
永久元年(一一一三)正月十六日の大饗

(四) 永久元年(一一一三)正月十六日の大饗
1、『殿曆』永久元年正月十六日。(中略)次舟案參進、其路出自池
未申方、經史生座、中嶋南傍池東岸就龍頭、指南頭下船、自反指參
進、
2、『長秋記』永久元年正月十六日、太政大臣家大饗、(中略)次龍
頭鷄首二艘、自池南指出就中嶋、吹春庭案、左右案人渡虹橋進參、

雅楽頭奏長率助允等立留橋前、左近府生泊末貞、右近將曹多忠方鼓一鼓、左万歳楽、右地久、左賀殿、右白浜、舞了間給祿、雅楽頭給被物、自余一絹、次長慶子退出、此間乘燭、又廻池懸漁火、此間居飯汁物等殿、⁽³⁶⁾

3、『御遊抄』五、大臣大饗御遊抄、⁽³⁷⁾ 関白朱器

天永^(四ノ脱カ)七十三為永久、永久元正十六、太政大臣⁽³⁸⁾ 藤原忠実、

(四) 永久元年(一一一三)八月十一日の行幸

1、『殿曆』永久元年八月十一日。己未、天晴、今日松尾行幸也、(中略)午剋出御南殿、其儀如常、出御西門、經東洞院、三条大宮、二条等、令著社頭給、諸司於一鳥居許下馬、⁽³⁹⁾ 於馬場程供御云々、⁽⁴⁰⁾

2、『長秋記』永久元年八月十一日。晴、松尾行幸也、(中略)着御⁽⁴¹⁾ 興於南階、顯雅昇堂上、取劍墨安置御聲中、上乘御後、自西門出御、自東洞院南行、到三条、上皇有御見物之故、被用此道也、自三条西行、更自大宮北行、自二条至文辻子北行、自中御門東西行、經常磐松南到浮橋、人々不下馬、龍頭鷄首船進橋際、西岸雅楽奏奏、自一鳥居下下馬、到宿院薨屋、上達部北向列、⁽⁴²⁾ 左大將共列、⁽⁴³⁾ 自東立北向也、⁽⁴⁴⁾

3、『十三代要略』二、永久元年八月十一日。行幸松尾。⁽⁴⁵⁾

(六) 天治元年(一一二四)正月五日の朝觀

1、『十三代要略』二、天治元年正月五日。朝觀二条御所。⁽⁴⁶⁾ 南院中宮御⁽⁴⁷⁾ 于本、御⁽⁴⁸⁾ 有勸賞。⁽⁴⁹⁾

2、『公卿補任』保安五年⁽⁵⁰⁾ 四月三日改元為天治元年。

(中略)

非參議從三位 藤経忠 正月五日叙(行幸二条院賞。新院御給。⁽⁵¹⁾)

3、『長秋記』天治元年正月五日、晴、辰刻參内、早出御南殿云々、(中略)龍頭鷄首兩船出自中嶋之南、浮池奏妙曲、左近將監貊光則乘龍頭鼓舞、右近將監多忠方乘鷄首又鼓舞、棹郎童着蜜絵袍、數廻後着樂屋南、辭船入帳、⁽⁵²⁾

(七) 大治五年(一一三〇)十一月八日の春日祭使發遣

1、『中右記』大治五年十一月八日、⁽⁵³⁾ 春日祭使大殿中將被勤仕也、⁽⁵⁴⁾ 2、『長秋記』大治五年十一月八日丁未、晴、早朝治部大輔送書云、

臘裝、束早可進也、⁽⁵⁵⁾ (中略)午時調出進之、紺地錦狩襖之袴、左袖立案裏童、右袖立二鼓童、曾付大鼓、肩付鉦鼓、尻上立鷹齒、左袴付龍頭、右袴付鷄首、每縫目付銀銅薄、使者帰云、殊美麗也、悦思食云々、⁽⁵⁶⁾

(七) 長承三年(一一三二)二月十七日の法勝寺金泥一切経供養

1、『中右記』長承三年二月十七日、⁽⁵⁷⁾ 天晴、今日院於法勝寺金堂被供養金泥一切経、仍有行幸、辰時許大殿先令參給間、過御此中御門亭門前、有召左大臣被具申、予又連車屬從、依不騎馬兼參入也、右大弁師俊候此御共、⁽⁵⁸⁾ 參入法勝寺之後、不經幾程已時行幸成、御輿留於西大門外、以院司民部卿忠教卿被申事由、舟進奏樂、⁽⁵⁹⁾ 御輿入從西大門、留西昇廊中戸間壇下、下御、⁽⁶⁰⁾

2、『長秋記』長承三年二月十七日丁酉、晴、於法勝寺被供養金字一切経、行幸催卯時也、(中略)先御輿入自西廻廊、就樂屋、籠頭鷄首在橋南北奏樂、民部卿御出榜門、向御輿深揖、⁽⁶¹⁾ 婦入、⁽⁶²⁾

3、『十三代要略』二、長承三年二月十七日。上皇於法勝寺今日供養金泥一切経。天皇行幸。女院皇后同渡御。有勸賞。⁽⁶³⁾

4、『百鍊抄』第六、長承三年二月十七日。上皇於法勝寺供養金泥一切経。⁽⁶⁴⁾ 有勸賞。⁽⁶⁵⁾

5、『二代要記』戊集、長承三年二月十七日、於法勝寺、金泥一切経供養、有御幸、⁽⁶⁶⁾

6、『公卿補任』崇徳天皇、長承三年。參議正四位下、藤成通⁽⁶⁷⁾ 右中將。備中權守。二月十七日從三位(於法勝寺金泥一切経供養行事賞)。同廿四日転左中將。⁽⁶⁸⁾

(八) 保延二年(一一三六)二月九日の舞楽御覽

1、『長秋記』保延二年二月。一日己亥、(中略)此間又令顯遠奏云、前日遣水料所申請之船三艘、付使序雖召之、未進、土用已近、重御沙汰可候、又龍頭鷄首料樓船四艘可罷入、何所可召哉、仰云、共仰使序可召也、(中略)⁽⁶⁹⁾

五日癸卯、(中略)仰云、一因重召事、尤不便歟、⁽⁷⁰⁾ 仰龍頭鷄首於此所燒失由所聞食也、凡以此燒失物巨中、鳥羽殿幔十帖、件龍頭具、

今度可入者也、而無音^抑換置件燒失条、是通重所為也、早召開可言上、抑池広、龍頭船二具可調儲之由、前太相國所申也、(中略)

九日丁未、姫宮〔有〕百日定、⁽⁶¹⁾

仁平元年(一一五一)正月廿七日の大饗

1、『台記』仁平元年正月廿七日。於東三条再行大饗、(中略)

樂船雜具、借用平等院、

鶯船四艘、龍頭二艘組之、鶯首二艘組之、曾桂河橋池也、鶯船、河東河、至東二条停之、仰換非遠使現入池也。

板敷、木工寮、敷之、

菴、掃部寮、敷之、

地敷、龍頭藤旁納、鶯首黃絹、庭上敷之、今度無敷、失也。

紫端疊一枚、地敷上敷、為紫頭、

龍頭、在胸背、左右鬚頂有白銅玉、口含白玉、(以水作之、銀薄)鶯船船、

鶯首、在胸背、左右鬚頂、有白銅玉、鶯舍花枝、(以銀作之)鶯船船、

雁齒、左右反置着之、黒染地、龍頭金銅金物、鶯首白銅金物、以之為文、兩船其文同、

尾、唐船儀、左右黒染地、龍頭金銅金物、鶯首白銅金物、以之為文、兩船其文同如鷹羽文、

紅欄、當柱、唐室形、

水引、左右及樋口廻之船邊、處々、

已上、左近飭龍頭、右近飭鶯首船、

(中略)

雅樂寮(中略) 舞人左右各四人(中略) 楽人十二人、(中略) 乗舟

二艘^{舟別}、種置四人、寮官舞人、樂籠頭、敷樂端、粘一枚、為頭座、寮人物即乘、 然後、奏春庭

楽曲、(中略) 出自池坤、經史生囀嶋南、(中略) 傍東岸北進、泛

遊反橋東、(中略) 鷹飼出後、着反橋、橋南島^口崎下舟、渡反橋參

進、⁽⁶²⁾

(一) 安元二年(一一七六)三月四日一六日の後白河法皇の五十の賀

1、『百鍊抄』第八、高倉天皇。安元二年三月四日。公家奉賀太上天

皇五十筭。於法住寺仙居有此事。今日行幸。○五日。仙躰猶留。建

春門院。中宮等女房乘船。月卿雲客乘船。有管絃興。又有蹴鞠。○

六日。御賀後宴。主上令吹給。聞者莫不感歎。今日仙駕還宮。⁽⁶³⁾

2、『帝王編年記』卷廿二、高倉天皇。安元二年丙申三月四日。主上

奉賀太上天皇五十筭。二月廿一日。於内裏。有試楽事。舞人等為

殿上侍臣。有童舞二人。一人大納言定房(即)小倉人、行舞、酒、 先是。於御所

法住所殿有度々布衣舞御覽。裝束各裁錦繡。其眊目不暫捨。觀者拭

感泪。抑右大臣^兼兼隨身祇候中門。平孔烏帽為飛來舞庭。終日飄揚。

莊觀瑕瑾也。諸人驚目。件隨身長以逐電。⁽⁶⁴⁾ 同五日。有種々御遊。

主上令調御笛給。万人称美之。又有船楽蹴鞠事。右内兩府彈琵琶。

同六日。後宴也。楽人舞人。殿上地下。乘龍頭鶯首。自取勝光院長

廊參御前。入夜舞曲畢被行勅賞。還宮。今度不被行法会。御室^守。為証誠參会。叙二品畢。⁽⁶⁵⁾

3、『玉葉』安元二年三月四日。此間、召人舞人楽人乘龍頭鶯首各一

艘、容與池上、同奉賀王恩、下自東岸、著楽屋後座、(中略)

六日^壬天晴、今日、御賀後宴也、(中略) 船楽六艘、龍頭三艘、第一龍

頭、左舞人楽人乘之、右近將監四人為、 第一鶯首、右舞人楽人乘之、

右近將監四人為、 第二龍頭、左召人舞人楽人

人著同裝束乘之、右近衛四人為、東同上、仁平例、左衛 已上自池上東廻、下

船自楽屋後參入、第三龍頭、左非召人舞人、楽人、裝束同上、左衛門

四人為、著、第三鶯首、右非召人舞人、装束同上、府侍衣

(二) 正治元年(一一九一)十一月廿七日行幸

1、『朝鏡行幸部類』三中記。正治元年十一月廿七日乙卯。(中略)

天皇行幸于上皇宮。(中略) 帰出奏御言。此間楽屋発乱声。御輿進

中門之間。舞人打一鼓。娑婆前庭。龍頭鶯首。進池岸令奏音楽。寄

御輿於東对南階。先例宮中門庭、而依、天仁例宮東对也。

(三) 年代未詳

1、『浜松中納言物語』卷の一、

六月つもごりに、内裏より南に、大きな川ながれたり、その川の

名を長河といふ、三の皇子、中納言を具し給ひて、御はらへしす、

み給。おもしろき事かぎりなし。住み馴れにし国の大井川、宇治川

などやうに、はやく大きな川なり。

水のほとりに、錦のひらばりうち渡して、あぐらどもを立てすへて、文つくり遊び龍頭鷓首の船つけて、皆榮しつゝ、いみじうおもしろし。頭注一五、「れう」は「りょう」とあるべきか。貴人の御座船。

2、『謡曲』自然居士』

10 (上略) (クセ巻) (中略) シテしかればふねの船の字を、地公に舟むと書きたり、さてまた「天子のおん舸を、竜舸と名づけ奉り、舟を」一葉ということ、この御宇より始まり、また君の御座舟を、「五りよらどおげきシツ」竜頭一鷓首と申すも、この代より起これり。

11 「問答不舎」ワキいかに申し候、われらが舟を竜頭鷓首とおん祝ひ候ふ過分に存じ候、とてものこと態を摩つておん見せ候へ、シテさらば竹を賜はり候へ、ワキ折節船中に竹が候はぬよ、シテ苦しからず候、

頭注一五、平安時代に貴族が池泉に浮かべて遊宴に用いた二隻一對の舟。船首に一隻は竜の頭を、一隻は鷓(水鳥の一種)の首の形を彫刻した。

3、『平家物語』巻第八、太宰府落。

大臣殿以下の御相・雲客、海士の篷屋に日をくり、しつがふしどに夜をかされ、龍頭鷓首を海中にうかべ、浪のうへの行宮はしづかなる時なし。

頭注三四、竜頭鷓首は貴族が遊覧に用いた船だが、ここは帝の乗船を竜頭鷓首と呼んだにすぎない。

平安時代における龍頭鷓首の所見がある史料をいくつかかかげてみた。

- 応和三年(九六一) 閏三月十一日の藤花宴に関する史料(一)1—5)、寛弘五年(一〇〇八) 十月十六日の宴遊(一)1—13)、寛治六年(一〇九二) 二月廿九日の白河上皇の朝覲行幸(一)1—6)、永久元年(一一一三) 正月十六日の大饗(四)1—3)、永久元年八月十一日の行幸(四)1—3)、天治元年(一一二四) 正月五日の朝覲(四)1—3)、大治五年(一一三〇) 十一月八日の春日祭使発遣(七)

1—2)、長承三年(一一三四) 二月十七日の法勝寺金泥一切経供養(六)1—6)、保延二年(一一三六) 二月九日の舞楽御覧(九)1)、仁平元年(一一五一) 正月廿七日の大饗(一)1)、安元二年(一一七六) 三月四日—六日の後白河法皇の五十の賀(一)1—3)、正治元年(一一九九) 十一月廿七日の行幸(一)1)、年代未詳(一)1—3) に関して龍頭鷓首のことがみえており、それらの諸史料からみれば、Aの『大辞典』・『広辞苑』・『大日本国語辞典』の記述は、ほぼ妥当であり、Bの『大漢和辞典』の説明には、若干不足な点があるといわざるをえない。

したがって、藤原輔方筆・北畠顕家筆の「中尊寺建立供養願文」の本文末行には、天治三年(大治元年一一二六) 三月廿四日と記されているので、この願文にみえている龍頭鷓首も、上記の諸史料に立脚したAの立場で、その解釈を下すべきであろう。

二、金輪聖主

甲の八十八行、乙の八十七行に「金輪聖主」とみえている。

この願文にみえている金輪聖主とは何をさしていることばであるのか、調べてみることにしよう。

第一に、下中弥三郎編『大辞典』の金輪聖王・金輪聖帝の項には、

金輪聖王、転輪王の一。金輪を有し、須弥の四州を統治する帝王。金輪王・金輪聖帝ともいふ。宝物集「金輪聖王の位」。金輪聖帝、金輪聖王に同じ。三論玄義「悉達処宮方紹金輪聖帝、能仁出俗遂為三界法王」

とみえている。第二に、新村出編『広辞苑』の金輪王・金輪聖王の項には、

【金輪王】〔仏〕転輪王の一。須弥山(しゆみ)の四州を統治する帝王。

金輪聖王。↓転輪王
【金輪聖王】金輪王(6)

とある。第三に、諸橋轍次著『大漢和辞典』の金輪・金輪王の項には、

【金輪】①(金)②(金)③(金)④(金)⑤(金)⑥(金)⑦(金)⑧(金)⑨(金)⑩(金)⑪(金)⑫(金)⑬(金)⑭(金)⑮(金)⑯(金)⑰(金)⑱(金)⑲(金)⑳(金)㉑(金)㉒(金)㉓(金)㉔(金)㉕(金)㉖(金)㉗(金)㉘(金)㉙(金)㉚(金)㉛(金)㉜(金)㉝(金)㉞(金)㉟(金)㊱(金)㊲(金)㊳(金)㊴(金)㊵(金)㊶(金)㊷(金)㊸(金)㊹(金)㊺(金)㊻(金)㊼(金)㊽(金)㊾(金)㊿(金)
【金輪】(俱舍論、十三) 鉄輪王、王一洲界、銅輪王二、銀輪王三、若金輪王四洲界、契経就勝但説金輪、故契経言、若王生在刹帝種、紹遷頂位、於十五日受齋戒時、沐浴首身、受勝齋戒、昇高台殿、臣僚補翼、東方忽有金輪宝現、其輪千輻、具足穀輻衆相、円淨如巧匠成、舒明淨光明来応王所、此王定是金転輪王、余転輪王応知亦爾。①金輪聖王の畧。金輪王を見よ。

【金輪王】(ワッ)金輪聖王の略、四輪王の一。転輪王のうち金の輪王を感得し、須弥四洲(四天下)を統治する帝王。

と記している。第四に、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』の金輪王・金輪聖王の項には、

【金輪王】仏語。転輪聖王の一つ。金の輪宝をもって、須弥山(しゆみせん)の四洲を統治する帝王。金輪聖帝。金輪聖王。金輪。こんりんのう。*観智院本三宝一「四揅手なるは金輪王となりて四天下に王とあらむ」*神皇正統記一上・序輪「八万四千歳の時、金輪王出でて四天下を統領す」*十善法語一「十善を上品に護持すれば諸天をよび金輪王のくらのをうる」

【金輪聖王】「こんりんおう(金輪王)」に同じ。*康頼宝物集一上「仏を金人と申、朝(みかど)を金輪聖王、名神に金峯山とて御座す」*名記一四「金輪聖王天長地久とこそかきたれ」

とある。第五に、中村幸彦他編『古語大辞典』の金輪聖王・金輪王の項には、

【金輪聖王】名、金輪王(こんりんおう)に同じ。「金輪聖王をもうやまひたまはず、田夫野叟をもあたむき(一)最明寺本「あさむき」たまはず」(九冊本宝物集・四)

【金輪王】名、仏語。南都(なん)では「キンリンノウ」、北嶺(はれい)では「コンリンノウ」と訓じた。四種転輪王の最高位。帝位につくとき金の輪宝を天から感得し、それを転じて四方を降伏させ全世界(須弥山四洲)を統治する聖王とされる(俱舍論・一二)。「神皇正統記・序」に「漸正法も衰しより寿命も減じて八万四千歳にいたる。身のたけ八丈なり其間に王ありて転輪の果報を具足せり。先づ天より金輪宝降して王の前に現在す。(中略)此七宝成就するを金輪王と名づく。次々に銀・銅・鉄の転輪王あり。福力不同によりて、果報も次第に劣れる也」とある。

金輪聖王(こんりんおう)とも。「砂の塔をつくれるに、たかさ一揅手なるは後のよに鉄輪王となりて一天下に王とあらむ。二揅手なるは銅輪王となりて二天下に王とあらむ。三揅手なるは銀輪王となりて三天下に王とあらむ。四揅手なるは金輪王となりて四天下に王とあらむと云」(「三宝総・下」)「その人善を行て、又寿命も増し、果報もすゝみて二万歳にいたらん時、鉄輪王出でて南一洲を領すべし。四万歳の時、銅輪王出でて東・南二洲を領す。六万歳の時、銀輪王出でて東・西・南三洲を領し、八万四千歳の時、金輪王出でて四天下を統領す」(「神皇正統記・序」)

とみえているのである。代表的な所説のいくつかをかがげてみた。これらの所説にしたがうと甲乙にみえている金輪聖王は金輪聖王でなければその意味がとおらないことになる。ところが、上記願文の甲乙ともに金輪聖王とみえている。したがって、この金輪聖王は金輪聖王の誤写誤伝であろうとする見解も生じてこよう。この見解を確めるために、いま、いくつかの実例をかがげてみることにする。

1、観心寺縁起実録帳○観心寺文庫
観心寺縁起実録帳

(中略)

当寺者、(中略)勝地絶妙、蓋以如斯、然則弘仁天長 聖主、貴吾寺神秀、定御願道場、

(中略)

一本尊事、先師和尚大阿闍梨耶、劬一刻三札之美功、尽勇猛懇丹之至精、所造作之尊容也、抑斯伽藍者、当京師之南、峙 王畿之内、於此地、安置持宝金剛之靈像、奉祈 金輪聖王宝祚之者也、

(中略)

承和四年三月三日

真雅 実惠

2、村上天皇御筆法華經供養講說日間者表白文

前中書王

金輪聖主。堯雲遍霽。潤葉草於春畝。舜日重照。軼法輪於昏衢。方今開蓮之文。出聖跡臨池之妙。貫花之偈。生神筆入木之功。爰挾碩德於鴈堂。開講筵於燕寢。誠是所未曾聽。不可得逢者也。講匠先当其仁。始說其義。東風未温。舌下之泳尽解。子夜未至。胸中之月先明。「抑」聊叩疑閔之極。將披難入之義。

天曆九年正月四日

(九四七)

3、於尾張國熱田神社供養大般若經願文

江 匡 衡

匡宰正四位下式部權大輔兼東宮學士大介大江朝臣匡衡稽首礼足。白仏法僧言。当国守代代奉為鎮主熱田宮。奉書大般若經一部六百卷。已為恒例之事。(中略)昔玄奘三藏。從大唐顯慶五年正月。至龍朔三年十月。首尾四年記之。今白衣弟子。從日本長保三年八月。至寛弘元年十月。首尾四年書之。所生功德。以莊三宝大海三所權扉。以廻向天衆地祇三界四恩。忝捧惠業。奉祈金輪聖主。增長福壽。円滿御願。澄清天下。興隆仏法。復誓護左府殿下。息災延命。千秋万歳。仰願諸仏知見証明。嗟呼。碎丹心而營仏事。還類常啼菩薩之傳身。割薄俸而飭神威。只恃熱田權現之垂跡。我願已滿。任限亦滿。欲帰故郷之期。今不幾。神明願賜靈庇。匡衡敬白。

寛弘元年十月十四日

(一〇〇四)

正四位下行式部權大輔兼東宮學士大江朝臣匡衡敬白

頭注、金輪聖主、主、或当作王

江 大 府 卿

4、尊勝寺灌頂表白
夫以。權教実教之森羅也。蒲伏於蜜教之月。三乘五乘之軛輪也。菓下於取上乘之風。況亦灌頂者。大自在宮成道之軌儀。大宝華王至覺之台座也。菩薩海会。十方圍繞。無上世尊。一時授職。仰相好之無辺。則眼隔尽虚空之風月。論善根之無限。亦身周遍法界之煙霞。卅一位之居士。不知彼举足下足。八万劫之小乘。何窺其一色一香。誠是真实敬深。言語已斷者也。教發弘願專寂說。春之暮月。々之殘陰。於此紺殿。修結緣灌頂。以

(寛行法親王)

二品 法親王。為大阿闍梨耶。以僧綱已下廿口為讚衆。魚山合声。鳧氏不敢改易。天人之衣尺石。谷王水為塵。今此行法。伝於不朽。於是鳳聲催行。鸞旗弭節。八十一車。千万余騎。雖致一日之費。稱檀種子。蓮。豈非二世之資。仰願以此德。先資神祇。雲雨無跡。猶倍威光。黍稷惟馨。滄受法味。次則昇霞先帝。就日昔君。出堪忍之境。帰真如之宮。禪定法皇。藐姑山之月桂。久懸南浮。贈皇太后。堯母門之露蓮。早開西土。

金輪聖主。第三分仙齡。本天所授。幾萬廻之聖壽。今仏宜添。長秋之砌。猶蘭增歛。少陽之居。大椿猷筭。山東山西之林。松柏常茂。惟月惟星之地。霧露無侵。七道五畿。甘雨順時。銅雀揚声。普天率土。青雲丁呂。白雉重詠。乃至不可說不可量。無尽海無尽界。香緣所覃。苦縛皆脱矣。長治元年三月廿四日

(一〇二八)

5、丹波国在庁官人解案

(端裏略)

在庁官人等解 申請 庁宣事

(中略)

而以去承和十二年九月十日、別少僧都実惠相共明奉 勅官省符庄也、随堺四至立勝示之後、為寺領已經二百余歳、而近代国司寄事於左右、致牢籠之間、前右丞相機綿依之誠、為奉祈(金輪聖王)、以去心徳三年、当御塔如本造立供養既畢、(中略)

天仁二年七月十日

(下略)

6、白河法皇八幡一切経供養願文 敦光朝臣 敬白

奉書写一切経律論等事

大乘経二千三百九十五卷

小乗経六百十八卷

大乘律五十五卷

小乗律四百四十一卷

大乘論五百十五卷

小乗論六百九十五卷

賢聖集五百九十三卷

已上五千三百十二卷

右経律論賢聖集等。敬於石清水八幡宮。所奉開講演說也。(中略)八幡大菩薩垂冥助。則蒼丘禱。十方諸如来施護持。亦命同金剛。遂得阿耨菩提。必生安養淨刹。又德是有隣。功亦無量。金輪聖主。太上天皇。国母后房。皇子公主。一善所及。万寿無疆。赤縣誇雍熙之化。蒼生悉歆娛之情。几厥上自天維之上。下至風輪之下。皆嘗法味。併遊寬苑。敬白。

大治三年十月廿二日

7、待賢門院奉為白河院追善 敦光朝臣

蓋聞。理智法身。雖住不住之境。円頓正路。自入難入之門。仏教深奥。邈矣大哉。伏惟 禪定法皇。因乾坤以致化。治動殖以施仁。聖日普照。如金輪王臨四天。德風遙翔。似銅馬帝之撫諸夏。(下略)

大治四年九月廿八日

8、紀伊国司宣案○納淵八幡神社文書

序宣(勅力)以守所

可早永免除八幡御領野上庄・納淵庄・隅田庄・隅田庄・衣奈園・伊都野庄・出立庄方方・園財庄勅事院事并臨時国役事、

右、件庄園、勅事院事臨時国役等、殊為金輪聖王天長地久御祈禱、永奉令免除之状、所宜如件、在厅官人等宜承知、敢莫違失、以宣、

嘉心元年九月廿九日

大介永朝臣元季

9、後白河法皇參詣祈念祝詞○後鳥羽再拜々々

維治承三年歲次己亥三月朔己未某日某支干、ウツカヒヒメツキ撰ヒ時撰テ、

山陽道安芸国鎮守第一殿嶋大明神ウツカヒヒメツキ乃宇豆ウツカヒヒメツキカ広前ウツカヒヒメツキ江、太上法皇白妙御幣

金銀綵錢捧持シメ給テ、洛陽汾水ウツカヒヒメツキ乃仙居ウツカヒヒメツキ乎出在テ、神山宮嶋

靈堀仁詣在セリ、(中略)兼又金輪聖王宝祚延長仁青聞儲君玉

躰安隱、仁中宮后房長秋月静、万春栄久、禪定前相

国内外無恙、子孫繁昌給ウツカヒヒメツキ上自宰臣下至民庶、万、戸仰德

千箱成詠(下略)

10、後白河院院序下文案○石清水八幡宮院序

院序下 石清水八幡宮寺

可早停止濫望輩、且依道理、且任承安元年宣旨状、宝塔院領諸国庄拾

式箇所付同院事、

(中略)

右、得彼院主法印成清去十月日解状傳、謹檢案内、当院領□不輸之

地、或会新封戸之代也、(中略)其後定置淨侶六口、勤修法花三昧、

上始自金輪聖王(後鳥羽)太上法皇藤氏長者、下至于文武百官上下諸人、祈今世

後世之願、為每日每夜之勤、薰修久積、敬重異他、(中略)

養和元年十二月二日

11、七仏薬師御修法記。承久三年正月廿二日。於禁中被始行七仏薬師法。

大阿闍梨興寺宮僧正御房。

(中略)

右謹依 宣旨。始自今月廿二日。至于今日。并七ヶ日夜間。精誠勤修上

件教法。抑所修御願。如法如說。卅九燈。晝夜恒明。每日放生。都一万

四千八百喉。統命神幡一流。五色神幡卅九首。以五色綵結願神咒鼓楽歌

讚。恭敬供養。而奉祈金輪聖王。增長宝寿。玉躰安穩。天下泰平之由如

件。仍勒行事謹奏。

12、「覚禪抄」一字金輪、名金輪事(正徳第四龍輯編書)

(二七四)

小野説云。四輪王之中金輪王殊勝也。故譬此尊云金輪王。^{云々}
 又国主寄之。称金輪聖王。金輪有二種。印言各別故。⁽⁶⁾

関係する史料のいくつかをかかけてみた。以上の史料を大別してみると金輪聖王と金輪聖主との二種にわけることができる。すなわち、

A、金輪聖王（金輪王）とあるもの、15789101112の八例。

B、金輪聖主とあるもの、2346の四例（ただし、23にみえている金輪聖主の主を王につくる写本もあると、その頭注にみえている）。

以上からみれば、B例にみえている金輪聖主は金輪聖王を誤って書写したとも考えられる。ただし、何故、金輪聖王と書くべきところを金輪聖主と誤写したのか、この点に関しては、管見の範囲では明確な史料をみいだせないでいる。よって、いきおい推測になるが、おそらく聖徳ある君主という意味の聖主と、金輪聖王の聖王の文字が混交されて誤写された公算がよい。甲乙にみえている金輪聖主もその一例ととらえてみてはどうであろうか。

三、鉄田砂界

「中尊寺建立供養願文」の末尾近く（甲の百三行、乙の百四―百五行）に「鉄田砂界」とみえている。平安時代における史料をあつめた『平安遺文』という一大史料集にも、この乙が所収されている。そこには、この「鉄田砂界」を「鐵田砂界」としている。そうすると、「鉄田砂界」といういいかたが正しいとみるか、それとも、「鐵田砂界」といった表現が妥当なのかということになる。それで、その用例をみていくことにする。

まず、第一に、下中弥三郎編『大辞典』の沙界・鉄田山の項には、

沙界○印度の恒河にある沙の如く無量無数の世界。鴉鷲合戦物語・九室
 「凡厥有頂無間、鉄田沙界、蠢動含靈」賀古教信七墓廻・九江元禄「北
 の方、姫君の拔苦、興楽、かねては又沙界の含識、平等利益、靈像安置
 して」○無量無数のものにいふ。⁽⁷⁾
 鉄田山、Cakravata-paravataの訳、または鉄輪田山・輪田山、或は
 金剛田山・金剛山ともいふ。須弥四洲を圍繞する金剛不壞所成の山。長
 阿含経・起世経・俱舍論一―等に出づ。

とみえている。第二に、新村出編『広辞苑』には、

しゃかい【沙界】〔仏〕①ガンジス河の砂ほどの無数の世界。②無量・無数のもの。⁽⁸⁾

てっせん【鉄田山】〔梵語 Cakravata〕南閻浮提の四大州の外田、即ち須弥山を中心とする一小世界の最外田にあるという鉄山。輪山。鉄田輪山。金剛山。⁽⁹⁾

と記されている。第三に、諸橋轍次著『大漢和辞典』には、

【沙界】カヤ印度の恒河にある沙の如く、無量無数の世界。〔王巾、頭陀寺碑文〕演勿照之明、而鑿窮沙界。〔注〕善曰、金剛般若経曰、諸恒河所有沙数仏世界、如是寧為多不。〔蕭至忠、奉和九月九日登慈恩寺浮図心制詩〕沙界人王塔、金繩梵帝遊。⁽¹⁰⁾

【鉄田】イッ山名。仏説で、須弥山を中心として外に七山八海があつて、第八海は鉄海である。此の鹹海を圍繞して一小世界を区劃する鉄山をいふ。〔俱舍論、十二〕於金輪上有九大山、妙高山王処中而住、余八周匝透妙高山、於八山中前七名内、第七山外有大洲等、此外復有鉄輪田山、周匝如輪、田一世界。⁽¹¹⁾

とある。第四に、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』には、

しゃかい【沙界】〔名〕仏語。インドの恒河（ガンジス河）にある砂の無

量無数なように、宇宙にちらばっている多くの世界。*三代実録—貞観元年四月一日「権実兼濟。名言兩絶、故能感通之理、紛綸於沙界。報施之途、照彰於塵劫者矣」*本朝文粹—一・紫藤花落鳥閑閑詩序—八源順—「大師尋仙遊而占洞房。写仏智以利沙界」*百座法談—六月十九日「玉体つつがなく千秋万才たまたしめて給て宮の内安隱男官女識よりはしめ聴聞集來貴賤上下乃至鉄田沙界にいたるまで平等に利益くせしめ給へ」*浄瑠璃・賀古教信七墓廻—五「北の方姫君の、抜苦与楽、兼ては又沙界（シヤカイ）の含識、平等利益、靈仏靈像安置して」*王巾—頭陀寺碑文「演勿照之明、而鑒窮沙界。入注—善曰、金剛般若經曰、諸恒河所有沙数仏世界、如是寧為多不」

てっちせん【鉄田山】（「てっちせん」の変化した語。梵 *Calatravata* *paravata* の訳語）仏語。須弥山（しゆみせん）を囲む九山八海（くせんはつかい）の一つで最も外側の、鉄でできた山。一説に、この外にさらに大鉄田山があり、先の山との間に八大地獄があるといい、また三千世界のおおのを囲む山であるともいう。てっちせん。てっち。てっち。

*菅家文章—一二・為入略—藤原朝臣室家命婦逆修功德願文「乃至鉄田山、其下枯骨、共成仏道」*日蓮遺文—撰時抄「設（たとひ）五天のつわものをあつめて、鉄田山を城とせりともかなふべからず」*曾我—五・帝釈・修羅王たかひの事「帝釈、須弥を出ててっちせんという山にかかりたまふに」*十善法語—「鉄田山のあひだ黑暗のところ、別に畜生界ありて」*法苑珠林—「毘那迦山外有山。名斫迦羅。隋言輪田、即鉄田山是也。高三百由旬、上闕亦爾、七宝所成」

てっちせん【鉄田】（「てっちせん（鉄田山）」の略「てっちせん」に同じ。*梁塵秘抄—二・法文歌「宝塔出でし時、須弥もてちるも投げ捨てて、遙かに瑠璃の地となして、分身仏ぞ集まれる」

てっちせん【鉄田山】（「てっちせん（鉄田山）」に同じ。*梁塵秘抄—二・四神歌「勝れて高き山、須弥山香閣廻（ぎしやく）山てちるせん、五台山、悉達太子の六年行なり檀特山、土山黒山鷲峯山」
てっちせん【鉄田】（「てっちせん（鉄田山）」の略）「てっちせん（鉄田山）」に同じ。*将門記「身を受苦の剣林に置きて肝を鉄田の熾熾に

焼く」*観智院本三玉絵—上「天人悲ひ憐びて皆来て共に汲む。遠く鉄田の山の外に置き、天の衣（ころも）の袖の内に巻む」*百座法談—六月十九日「聴聞集來貴賤上下乃至鉄田沙界にいたるまで平等に利益せしめ給へ」
てっちせん【鉄田山】（「てっちせん（鉄田山）」に同じ。*隨筆・戴恩記—下「須弥の四州のめぐりに九山八海あり。其總めぐりを鉄田（牛）山にて持なり」

と記している。上掲の辞典には「鉄田」という語はみえていないし、だいいち、「鉄田沙界」では意味がとまらない。「鉄田沙界」ないし「鉄田沙界」の語は上記のほか、康保二年（九六五）七月廿六日付釈道喜記の「紺紙金字一切如来心秘密全身舍利宝篋印陀羅尼經」⁹⁰、寛弘四年（一〇〇七）十二月十日付江以言の「為覚運僧都四十九日願文」、永保二年（一〇八二）三月二十八日付「藤原」朝臣の「仁王百講呪願文」、保安二年（一一二二）三月日付「藤原」敦光朝臣の「唯識会表白」、保延六年（一一四〇）八月九日および永治二年（康治元年）一一四二）三月十七日付「僧西念願文」にもみえているのである。

煩瑣な手続きをへたが、以上によって『平安遺文』の「鉄田沙界」は成立しない。やはり「鉄田沙界」とよむべきであろう。

四、願文用紙

ふつう、願文や呪願文については、ある特定の料紙に書写されている。管見の範囲であるが、このことについてのべている論文は皆無といってよいであろう。甲乙の正本の成立したとみられる時期の願文・呪願文の料紙にある特定の用紙が使用されていたことを証する史料がある。管見にはいった史料によると『玉葉』安元三年（治承元年）一一七七）七月五日条に、

一、願文料紙事、
表白、裏紫無薄云々、
一、天曆御經事、

今日依宣旨、参法性寺、檢知御筆御經、其間子細、追可注進之、時移
風変、有不可叶時議、之事等、然而大都以件御經及箱等、為本様、可
有其沙汰云々、件御經之具、有願文、其色淺黄、緑色、手跡不知護人之
筆云々、住侶云、是書写之本歟、正本紛失之由云々、或人云、正本也
云々、真偽難決云々、⁽⁹⁶⁾

とみえており、同安元年三月七日一条にも、

一、願文咒願文等料紙事、

面白、裏紫、無薄、此定令用意云々、

余云、如長保者、面淺、裏濃紫云々、然者其面偏不可白歟如何、

申云、然也、納殿不知案内、如此令調進、随又殊以□□也、然而相具
願文等明日可進云々、⁽⁹⁷⁾

とあり、また、同安元年三月七日一条には、

終日雨降、此日公家供養白檀积迦三尊、(一) 檀手半、仏師、法眼院造之、金字妙経一部、自去、
染座書写之、心経、阿彌陀経、令開結二經者、令海龍閣下書之、抑件御經等紙、天曆例紺紙書之、
以同色同其表、長保以後紺紙為料紙、又同之、以金銀泥、押上下四蓮華、長文長保之例也。

と記しているのである。『玉葉』にみえているこれらの条文によれば、願文や咒願文を書写するさいには上記のように特定の料紙が用いられていた。したがって、甲乙の正本が書写されたとするならば、そのような料紙が使用されたとみるべきであろう。

むすび

平泉の考古学的研究の基礎史料の一として「中尊寺建立供養願文」があげられている。中尊寺に所蔵されているこの二通の願文の案文

に記載されている「龍頭鷄首」・「金輪聖王」・「鉄団砂界」の語と願文用紙について取上げた。

「龍頭鷄首」とは、二隻一対の舟で、一隻の船には龍の頭部を、他の一隻には鷄の首の形を、それぞれ彫刻したものであって、上記にかかげたように藤花宴・宴遊・朝餞行幸・大饗・行幸・春日使筭遣・一切経供養・舞楽御覧・五十の賀などの行事にもなっておこなわれている。

「金輪聖王」は、正しくは「金輪聖王」と書くべきであって、それが、聖徳ある君主という意味の聖主と、金輪聖王の聖王とが混交されて誤写されたものとみなすことができよう。

「鉄団砂界」は、『平安遺文』には「鉄団砂界」とある。鉄団砂界では意味がとおらない。用例からみても鉄団砂界とよむべきである。

「中尊寺建立供養願文」の成立当時の願文・咒願文の料紙は、ある特定の用紙が使用されていた記事が『玉葉』にみえている。したがって、「中尊寺建立供養願文」の正本書写のさいには、そのような料紙に記されたとみるべきであろう。

以上、「中尊寺建立供養願文」について、いくつかの検討を試みた。この願文については、このほかにもものべたいことも多々あるが、今回はいちおうここで擲筆することにする。

(昭和六三年三月一五日稿了)
(一九八八年六月二七日受理)

注

(1) 指定の日付は大正四年三月二十六日。名称は「紙本墨書中尊寺建立供養願文、北畠願家筆、一卷。附、同願文嘉曆四年八月廿五日、藤原輔方ノ奥書アリ、一卷」とみえている。本稿は、これにしたがった。

(2) 供養願文にみえている一区の伽藍を、毛越寺の旧遺構とする見解には、中川成夫「考古学上よりみた中尊寺小考」(『大類伸博士

喜寿記念史学論文集』所収、昭和三十七年)、同「いわゆる中尊

寺供養願文の一考察」(『物質文化』五、昭和四十年)、同「奥州

平泉中尊寺大長寿院の一考察」(『史苑』二七一一、昭和四十年)。

この三篇の論文は、中川成夫著『歴史考古学の方法と課題』(東

京、雄山閣、昭和六十年五月)に所収されている。

(3) 供養願文にみえている一区の伽藍を、中尊寺寺域にある伝大池

跡にもとめる説は、清水(旧姓矢崎)靖子「岩手県平泉中尊寺伝

大池址周辺遺跡出土瓦について―瓦の年代決定とそれに関する若

干の問題―」(『物質文化』三、昭和三十九年)、石井昭「中尊寺

伽藍考―仮説―」(平泉遺跡調査会編著『中尊寺―発掘調査の記

録―中尊寺、昭和五十八年、に所収)にみえている。

(4) 下中弥三郎編『大辞典』第二十五卷(東京、平凡社、昭和十

一年九月初版第一刷、昭和十六年六月初版第四刷)五二〇ページ。

(5) 新村出編『広辞苑』(東京、岩波書店、昭和三十年五月第一版

第一刷、昭和三十年十月第一版第三刷)二二四二ページ。

(6) 諸橋轍次著『大漢和辞典』縮写版、卷十二(東京、大修館書店、

昭和三十四年十二月初版、昭和五十一年七月縮写版第五刷)一一

三四ページ。

(7) 注4前掲書、八六五ページ。

(8) 日本大辞典刊行会編『日本国語辞典』第二十卷(東京、小学館、

昭和五十一年三月)四〇九ページ。

(9) 注8前掲書、四〇九ページ。

(10) 黒板勝美編『日本紀略、後篇』新訂増補国史大系第十一卷(東

京、国史大系刊行会、昭和四十二年二月)八二二ページ。

(11) 東京帝国大学編『大日本史料』第一編之十(東京、東京帝国大

学文学部史料編纂所、昭和十二年二月)八六二ページ。

(12) 黒板勝美編『扶桑略記』新訂増補国史大系第十二卷(東京、吉

川弘文館、昭和十五年五月初版、昭和十七年八月再版)二二七―

二三八ページ。

(13) 黒板勝美編『帝王編年記』新訂増補国史大系第十二卷(東京、

吉川弘文館、昭和十五年五月初版、昭和十七年八月再版)二四八

ページ。

(14) 注11前掲書、八六二ページ。

(15) 注10前掲書、二二七ページ。

(16) 東京大学史料編纂所編『御堂関白記』上、大日本古記録(東京、

岩波書店、昭和二十七年三月第一刷)二七一―二七二ページ。

(17) 川俣馨一編『権記』二、史料大成統編三六(東京、内外書籍株

式会社、昭和十四年十二月)一〇四―一〇五ページ。

(18) 東京帝国大学編『大日本史料』第二編之六(東京、東京帝国大

学文学部史料編纂所、昭和十二年三月)二二〇―二二九ページ。

(19) 黒板勝美・国史大系編修会編『公卿補任』第一篇(東京、吉川

弘文館、昭和四十九年八月)二五三―二五四ページ。

(20) 注19前掲書、二五五―二五六ページ。

(21) 注18前掲書、二三〇ページ。

(22) 黒板勝美編『百鍊抄』新訂増補国史大系第十一卷(東京、国史

大系刊行会、昭和四十二年二月)一三三―一三四ページ。

(23) 池田亀鑑・岸上慎二・秋山虔校注『枕草子・紫式部日記』日本

古典文学大系19(東京、岩波書店、昭和三十三年九月第一刷、昭

和四十六年十月第十四刷)四六二―四六三ページ。

(24) 注18前掲書、二三八―二三九ページ。

(25) 川俣馨一編『中右記』二、史料大成9(東京、内外書籍株式会

社、昭和十年一月)二二五―二二六ページ。

(26) 注25前掲書、二八一―二八二ページ。

(27) 黒板勝美編『類聚符宣抄』新訂増補国史大系第二十七卷(東京、

国史大系刊行会、昭和八年五月)一七二―一七三ページ。

(28) 東京大学史料編纂所編『後二条師通記』中、大日本古記録(東

京、岩波書店、昭和三十二年二月)二二八―二三〇ページ。

(29) 東京帝国大学編『大日本史料』第三編之二(東京、東京帝国大

学文学部史料編纂所、昭和十二年十二月)五〇四―五〇五ページ。

(30) 川俣馨一編『中右記』一、史料大成8(東京、内外書籍株式会

社、昭和九年五月)七三―七四ページ。

(31) 注29前掲書、五〇六―五〇七ページ。

- (32) 注29前掲書、五〇七ページ。
 (33) 注29前掲書、五〇七ページ。
 (34) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第三編之十四(東京、東京大学出版会、昭和三十一年十一月)六九一七一ページ。
 (35) 増補「史料大成」刊行会編『長秋記』一、増補史料大成16(京都、臨川書店、昭和四十年九月初版、昭和五十八年一月第四刷)八七・九一―九二ページ。
 (36) 注34前掲書、八三ページ。
 (37) 注34前掲書、一三六ページ。
 (38) 注35前掲書、一〇九ページ。
 (39) 塙保己一編・太田藤四郎補『十三代要略』統群書類従第二十九輯上、雑部(東京、統群書類従完成会、大正十四年十月発行、昭和五十六年十一月訂正三版第五刷)三七二ページ。
 (40) 注39前掲書、三七八ページ。
 (41) 注19前掲書、三九三ページ。
 (42) 注35前掲書、一八九ページ。
 (43) 川俣馨一編『中右記』六、史料大成13(東京、内外書籍株式会社、昭和十年三月)二四五ページ。
 (44) 増補「史料大成」刊行会編『長秋記』二、増補史料大成17(京都、臨川書店、昭和四十年九月初版、昭和五十八年一月第四刷)四三ページ。
 (45) 川俣馨一編『中右記』七、史料大成14(東京、内外書籍株式会社、昭和十年十一月)七七ページ。
 (46) 注44前掲書、一八一―一八二ページ。
 (47) 注33前掲書、三八四ページ。
 (48) 注22前掲書、五九ページ。
 (49) 近藤瓶城編『一代要記』改正史籍集覧第一冊(東京、近藤出版部、明治三十三年十二月初版、昭和四年五月四版)二二三ページ。
 (50) 注19前掲書、四〇五ページ。
 (51) 注44前掲書、三一六―三一〇ページ。
 (52) 高頭忠造編『台記』(東京、哲学書院、明治三十一年五月)三六五―三六八ページ。
 (53) 注22前掲書、九二ページ。
 (54) 注13前掲書、三四三ページ。
 (55) 今泉定介編『玉葉』第一(東京、国書刊行会、明治三十九年二月)五四八―五四九・五五四―五五五ページ。
 (56) 塙保己一編・太田藤四郎補『朝覲行幸部類』統群書類従第四輯上、帝王部・補任部(東京、統群書類従完成会、大正十五年四月発行、昭和五十六年十二月訂正三版第六刷)七七―七八ページ。
 (57) 遠藤嘉基・松尾聰校注『篁物語・平中物語・浜松中納言物語』日本古典文学大系77(東京、岩波書店、昭和三十九年五月第一刷、昭和五十年六月第八刷)一八六ページ。
 (58) 横道萬里雄・表章校注『謡曲集』上、日本古典文学大系40(東京、岩波書店、昭和三十五年十二月第一刷、昭和四十七年十月第十三刷)一〇四ページ。
 (59) 高木市之助・小沢正夫・渥美かをる・金田一春彦校注『平家物語』下、日本古典文学大系33(東京、岩波書店、昭和三十五年十一月第一刷、昭和四十七年六月第二三刷)一三五ページ。
 (60) 下中弥三郎編『大辞典』第十一卷(東京、平凡社、昭和十六年六月初版第五刷)四四〇ページ。
 (61) 注5前掲書、八二〇ページ。
 (62) 諸橋轍次著『大漢和辞典』縮写版、卷十一(東京、大修館書店、昭和三十四年八月初版、昭和五十一年七月縮写版第五刷)四八四ページ。
 (63) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第八卷(東京、小学館、昭和四十九年三月第一刷)五二二ページ。
 (64) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編『角川古語大辞典』第一卷(東京、角川書店、昭和五十九年三月)五九四ページ。
 (65) 竹内理三編『平安遺文』古文書編第一卷(東京、東京堂、昭和三十九年四月)五五―五七ページ。
 なお、『群書類従』所収の「観心寺縁起実録帳」には、『平安遺文』所収の「金輪聖王」を「金輪聖主」と記している。経済維

- 誌社編『群書類従』第拾五輯（東京、経済雑誌社、明治二十七年九月発行、明治三十四年六月再版）四八一—四八二ページ。川俣馨一編『新校群書類従』第十九卷（東京、内外書籍株式会社、昭和七年四月）一五四—一五五ページ。
- (66) 黒坂勝美編『本朝文粹』新訂増補国史大系第廿九卷下（東京、吉川弘文館、昭和十六年九月）三一九ページ。
- (67) 注66前掲書、三三二—三三三ページ。
- (68) 黒坂勝美編『本朝統文粹』新訂増補国史大系第廿九卷下（東京、吉川弘文館、昭和十六年九月）二〇二—二〇三ページ。
- (69) 竹内理三編『平安遺文』古文書編第四卷（東京、東京堂、昭和三十八年四月）一五四—一五七ページ。
- (70) 注68前掲書、二〇四—二〇八ページ。
- (71) 注68前掲書、二二〇—二二一ページ。
- (72) 竹内理三編『平安遺文』古文書編第十卷（東京、東京堂、昭和四十八年八月）三八七—三九七ページ。
- (73) 竹内理三編『平安遺文』古文書編新統補遺（東京、東京堂、昭和五十一年六月）一一八ページ。
- (74) 竹内理三編『平安遺文』古文書編第八卷（東京、東京堂、昭和三十一年五月）三〇五—三〇五三ページ。
- (75) 経済雑誌社編『群書類従』第拾五輯、釈家部（東京、経済雑誌社、明治二十七年九月初版、明治三十四年六月再版）八六・九三ページ。
- (76) 高橋順次郎・望月信亨編『覚禅抄』第一、大日本仏教全書（東京、有精堂出版部、昭和七年十一月）四五七ページ。
- (77) 竹内理三編『平安遺文』古文書編第五卷（東京、東京堂、昭和三十一年六月）一七八—二二二ページ。
- (78) 下中弥三郎編『大辞典』第十三卷（東京、平凡社、昭和十年八月初版第一刷、昭和十六年十月五版第五刷）三〇〇ページ。
- (79) 下中弥三郎編『大辞典』第十八卷（東京、平凡社、昭和十年三月初版第一刷、昭和十五年十月初版第五刷）三六一ページ。
- (80) 注5前掲書、九八八ページ。
- (81) 注5前掲書、一四八〇ページ。
- (82) 諸橋轍次著『大漢和辞典』卷六（東京、大修館書店、昭和三十二年十二月初版、昭和五十一年七月縮写版第五刷）九九四ページ。
- (83) 注62前掲書、六三八—六三九ページ。
- (84) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第十卷（東京、小学館、昭和四十九年七月）一三五—一三五五ページ。
- (85) 日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第十四卷（東京、小学館、昭和五十年三月）二四五—二四五五ページ。
- (86) 注85前掲書、二二二—二二二ページ。
- (87) 注85前掲書、二二二—二二二ページ。
- (88) 注85前掲書、二二二—二二二ページ。
- (89) 注85前掲書、二二二—二二二ページ。
- (90) 竹内理三編『平安遺文』題跋編（東京、東京堂、昭和四十三年三月）二五一—二五六ページ。
- (91) 注66前掲書、三五二—三五二ページ。
- (92) 注68前掲書、二〇〇—二〇〇ページ。
- (93) 注68前掲書、二〇四—二〇四ページ。
- (94) 注72前掲書、一一九—一二五ページ。
- (95) 注72前掲書、一二九—一三〇ページ。
- (96) 市島謙吉編『玉葉』第二（東京、国書刊行会、明治三十九年六月）五四—五四ページ。
- (97) 注96前掲書、七〇—七〇ページ。
- (98) 注96前掲書、七〇—七〇ページ。